

報道機関各位

長岡市市民協働推進部市民課長



書類の事前オンライン作成で窓口手続き時間短縮！

住所変更届書事前作成サービスを開始

長岡市は、利用者の窓口での書類記入の負担を軽減するため、事前にパソコンやスマートフォンで引越しに関する届書を作成できるサービスを開始します。

これにより、窓口での手続き時間が短縮され、混雑緩和や待ち時間の短縮が期待できることから、新型コロナウイルス感染防止にもつながります。

つきましては、下記のとおり概要をお知らせしますので、ぜひ周知にご協力くださるようお願いいたします。

住所変更届書事前作成サービス

- 1 開始日時** 2月15日（火）午前9時から
- 2 対象手続き** 転入届、転居届、転出届
※転入届・転居届については、住民票申請書（手続き後の新住所）も作成可能。
- 3 利用手順** ①パソコン・スマートフォン等から長岡市ホームページ内「住所変更届書事前作成サービス」（2月15日午前9時公開）に内容を入力。
②入力後、受付確認メールを受け取る。
③後日、メールに記載されている受付番号を窓口で提示し、手続きを行う。
- 4 留意事項**
 - ・このサービスは、届書の作成のみ利用できるもので、インターネット上で手続きが完了するものではありません。
 - ・窓口にお越しの際は、本サービスの利用有無を問わず、本人確認書類（免許証、保険証等）が必要です。
 - ・受付窓口はアオーレ長岡（東棟）1階住所変更・戸籍届出窓口のみです。
 - ・代理人による手続き等、一部このサービスを利用できないケースがあります。
- 5 その他** 住民票等の各種証明書の申請（窓口交付予約）についても、電子申請サービスにより、窓口での手続き時間が短縮できます。詳しくは長岡市ホームページをご覧ください。

問い合わせ：市民課

TEL 0258-39-7513